平成２４年（フ）第２３１号
香川県高松市春日町1653番地３
破産者　有限会社エムディ
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４５号
高知県香美市土佐山田町東本町４丁目４番９号
破産者　有限会社タニテクノ
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４１２号
京都市下京区猪熊通五条上る柿本町583番地25澁谷あさ江方・大阪府泉南市新家1414番地の６梶利男方、前住所大阪府泉南市新家725番地の55
破産者　澁谷　厚志
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
大阪府泉佐野市上町１丁目９番15号　Ａ－203、開始決定時の住所大阪府泉佐野市高松東２丁目10番26号
破産者　月城　　明
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１１７１号
札幌市北区百合が原２丁目12番11号、開始決定時の住所札幌市清田区里塚４条３丁目10番18号
破産者　櫻井　　哲
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４号
埼玉県深谷市人見448番地５
破産者　飛田　　剛
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４号
京都府京丹後市峰山町泉15番地
破産者　髙田酒店こと　髙田　　一
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４３１号
神戸市北区ひよどり台南町２丁目２番地の43、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字白坂1022番地の52
破産者　柏原明黄子
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
兵庫県明石市山下町６番７号、前住所兵庫県明石市東野町1978番地の１　ワコーレ朝霧シーサイトヒルズⅢ201号
破産者　伊藤　光彦
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
北海道伊達市末永町130番地28
破産者　植田千都子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
岐阜県大垣市静里町221番地１　コーポ松浦203号
破産者　加藤精器こと　加藤　幸雄
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
静岡県三島市玉沢90番地　玉沢昭寿園、破産手続開始時の住所静岡県三島市加屋町１番31号
破産者　齋藤　昭一
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
静岡県伊東市川奈685番地、前住所静岡県伊東市吉田１番地の４
破産者　中道　尚吾
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
静岡県御殿場市新橋1753番地の１　オアシスコミヤマ102
破産者　宮内　賢一
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
静岡県浜松市中区和合町207番地の81　グリーンバレー和合302号、前住所静岡県浜松市北区細江町気賀440番地の２
破産者　藤嶋　秀実
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
静岡県掛川市大渕10364番地の１　リバーヴィレッジ205号
破産者　鈴木　宏一
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係